

裁判所法の一部を改正する法律案（閣法第五号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、近年の法曹養成制度をめぐる状況の変化に鑑み、法曹となる人材の確保の推進等を図るため、司法修習生に対し、修習給付金を支給する制度の創設等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 司法修習生に対し国が修習給付金を支給する制度の創設等

1 司法修習生には、その修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、修習給付金を支給する。修習給付金の種類は、基本給付金、住居給付金及び移転給付金とする。

2 基本給付金の額は、司法修習生がその修習期間中の生活を維持するために必要な費用であって、その修習に専念しなければならぬことその他の司法修習生の置かれている状況を勘案して最高裁判所が定める額とする。住居給付金は、司法修習生が自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている場合に支給することとし、その額は、家賃として通常必要な費用の範囲内において最高裁判所が定める額とする。移転給付金は、司法修習生がその修習に伴い住所又は居所を移転することが必要と認められる

場合にその移転について支給することとし、その額は、路程に応じて最高裁判所が定める額とする。

3 司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金を国が無利息で貸与する制度を変更し、修習専念資金（司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金であつて、修習給付金の支給を受けてもなお必要なもの）を国が無利息で貸与する制度とする。

二 司法修習生の罷免等に関する所要の規定の整備

1 最高裁判所は、司法修習生に成績不良、心身の故障その他のその修習を継続することが困難である事由として最高裁判所の定める事由があると認めるときは、最高裁判所の定めるところにより、その司法修習生を罷免することができる。

2 最高裁判所は、司法修習生に品位を辱める行状その他の司法修習生たるに適しない非行に当たる事由として最高裁判所の定める事由があると認めるときは、最高裁判所の定めるところにより、その司法修習生を罷免し、その修習の停止を命じ、又は戒告することができる。

三 施行期日

この法律は、平成二十九年十一月一日から施行する。